

論説

董仲舒の対策の年代について

深川 真樹

はじめに

董仲舒は前漢の武帝が実施した策試に賢良として参加し、その策問に奉答した。このことは『漢書』董仲舒伝に記載されており、そこには武帝の三篇の制策と、それに対する董仲舒の三篇の文章——所謂「賢良対策」が収められている。⁽¹⁾しかし『史記』には董仲舒の対策についての記載がなく、その年代に関わる『漢書』の記載には矛盾や混乱が見られる。それゆえ董仲舒が対策した年代については、古くからさまざまな所見が存在する。本稿がまず目指すのは、そうした先人の議論を踏まえつつ、董仲舒が対策したのはいつかという問題を改めて検討し、より整合的な答えを提示することである。

ただこの問題は、より大きな問題に関係している。「対策」全体からは、儒家思想と国家、とりわけ国家の中心

である君主との関係についての体系的な思想を見て取ることができる。⁽³⁾ しかもそれは儒家が皇帝支配体制に呼応して完成させた最初の思想体系で、それ以後の漢代の儒家思想に絶大な影響を及ぼした。ゆえにそれが「儒教教化」とも呼ばれる、武帝期に本格的に始まる儒家思想と朝廷との結びつきに影響したのか、したとすればどのような影響したのかという問題は、漢代の儒教を考える場合に無視できない意義をもつはずであるが、董仲舒が対策した年代はこの問題と相連なっている。そこで本稿では、董仲舒の対策の年代を考究した上で、この問題についても論及したい。

一、「制策」と「対策」の順序

『漢書』董仲舒伝所載の「制策」三篇と「対策」三篇は、同伝での配置順にもとづき第一次・第二次・第三次といった語をつけることで区別されており、長くその順序で発出・呈上されたものだと考えられてきた。しかし『漢書』董仲舒伝の「制策」・「対策」の順序には大きな問題がある。平井正士氏は第二次「制策」・「対策」が「その孰れもが第一次・第三次の制・対策と連絡のない孤立遊離したものである事」、第一次「制策」に対して第一次「対策」が呈上され、それを受けて下された第三次「制策」に対して第三次「対策」が呈上されたことを明らかにした。⁽⁴⁾ この指摘は的確で、本稿ではこれを前提に考察を進める。

第二次「制策」・「対策」の位置と性質は董仲舒の対策した年代に関わっている。第二次「制策」は第一次・第三次「制策」の間に発せられたものだと考えられず、しかも「特起の士に対する一般的制策」だと見ることができ

る。それゆえ佐川修氏・富谷至氏・浅野裕一氏などが考えるように、董仲舒が第二次「制策」に答えて「擧首」となり、その結果として第一次「制策」が下された可能性もある⁽⁵⁾。もしそうだとすれば、このことは董仲舒が対策したのを元光元年（前一三四）五月とする有力な一説を否定するものとなる。というのも、その最も重要な論拠は董仲舒が同年同月の策試によって出仕したとする『漢書』武帝紀の記載であるが、そこに見える多くの賢良への制策と第二次「制策」の内容が全く異なるからである⁽⁶⁾。

ただ第二次「制策」に答えて「擧首」となった董仲舒に対して第一次「制策」が下されたとする佐川氏と富谷氏の推論は、そのまま受け入れられない。両氏がそう考えるのは第二次「制策」が「特起の士に対する一般的制策」であり、第一次「制策」が「擧首」となった董仲舒への「親策」だからである⁽⁷⁾。しかしこうした事実が存在するだけではそれらの間に関係があつた証拠にはならず、第二次「制策」・「対策」が第一次・第三次「制策」・「対策」と接続するものと判断するには不十分である。

また平井氏も佐川氏らのように考えることが可能であることは認識していたが、第一次・第三次「制策」・「対策」を元光元年のものとする立場から、「若しさうなら武紀の元光元年の条の制策に対へた事になるが、第二次制策は之と全く異なる。又対策中の言辭もこの際のものと考え難い。」という理由によつてこの可能性を退け、第二次「制策」・「対策」の年代を元光五年（前一三〇）だと推定する⁽⁸⁾。しかし第二次「制策」・「対策」は第一次・第三次「制策」・「対策」へと接続するものである可能性があり、そのことが確認されれば元光元年五月説は否定されることになる。とすれば董仲舒が対策した年代を考えようとする場合、まず第二次「制策」・「対策」が第一次「制策」・「対

策」へと連接するものなのかどうか吟味するべきであろう。

第一次・第三次「制策」・「対策」が第二次「制策」・「対策」に続くものなのかどうかを判断するには、第二次「制策」が第一次「制策」に先だつものかどうかを検討すればよい。⁽⁹⁾ というのは「制策」と「対策」の内容は対応しているので、「制策」が連続しているかどうかは「対策」が連続しているかどうかに等しいからである。

第二次「制策」が第一次「制策」に先だつものであるかどうかは、これら及び現存するその他の武帝の制策の内容を吟味すれば判断できるであろう。つまり、そうだと判断するには以下の二つの条件が満たされていればよい。一つは、第一次「制策」と第二次「制策」の中に明らかに共通あるいは対応する内容、及び後者が前者に先だつことを示す内容が見られること、もう一つは、これら以外の武帝の制策にはそうした内容が見られないことである。ここで注意されるのは二つの「制策」の以下のような記載である。

(i) 朕至尊休徳を獲承し、之を窮まり亡きに傳へて、之を極まり罔きに施す。任大にして守り重く、是を以て夙夜康寧に皇あらず。(b) 永く萬事の統を惟へども、猶ほ闕有るを懼る。故に廣く四方の豪俊を延く。⁽¹⁰⁾ (c) 郡國諸侯をして賢良修絜博習の士を公選せしめ、大道の要・至論の極を聞かんと欲す。(d) 今子大夫襲然として舉首と爲る。朕甚だ之を嘉す。子大夫其れ心を精にし思を致せ。朕垂聽して問はん。⁽¹¹⁾ (第一次「制策」)

(ii) (a') 烏虜、朕夙に寤め晨に興き、前帝王の憲を惟ひ、永く至尊を奉じ、洪業を章らかにする所以を思ふに、皆本に力め賢に任ずるに在り。今朕親しく藉田を耕して以て農の先と爲り、孝弟を勸め、有徳を崇ぶ。使者冠蓋相望み、勤勞に問ひ、孤獨を恤む。(b') 思を盡くし神を極めるも、功烈休徳未だ始めて獲る云らざるなり。今陰陽

錯繆し、氛氣充塞す。羣生遂ぐる寡く、黎民未だ濟はれず。廉恥貿亂し、賢不肖渾淆し、未だ其の眞を得ず。

故に詳く特起の士を延く。意庶幾からんか。(d)今子大夫待詔百有餘人、……(第二次「制策」)

(i)と(ii)には共通または対応する内容が見られる。まず、(a)で「夙夜康寧に皇あらず。」と自己の努力が強調されているが、(a')でも「今朕親しく藉田を耕して……」以下で自己の努力が述べられており、両者の内容は共通している。また、(b)に「永く萬事の統を惟へども、猶ほ闕有るを懼る。」がゆえに董仲舒が「擧首」となった前回の策試で「廣く四方の豪俊を延」いたとあり、(b')では「思を盡くし神を極めるも、功烈休徳未だ始めて獲る云らざる」がゆえに今回の策試で「詳く特起の士を延く。」とされていて、両者の内容は対応している。さらに、(c)に前回の策試で「賢良修絜博習の士」に「大道の要・至論の極を聞かんと欲」したとあるが、第二次「制策」の策問は以下のように「帝王の道」に関するもので、やはり両者の内容は対応している。

蓋し聞く、虞舜の時、巖郎の上遊び、垂拱し爲す無くして、天下太平なり。周の文王は日昃に至るも食らふに暇あらずして、宇内亦治まると。夫れ帝王の道、豈條を同じくし貫を共にせざるや。何ぞ逸勞の殊なるや。

蓋し儉なる者は玄黄の旌旗の飾りを造らず。周室に至るに及び、兩觀を設け、大路に乗り、朱干玉戚、八佾庭に陳ね、頌聲興る。夫れ帝王の道、豈指を異にするや。……(第二次「制策」)

こうした事実は第一次「制策」が第二次「制策」に続くものであることを示しているであろう。(a)・(a')と共通する内容は元光元年五月の制策にも見られる。しかし(b)・(b')に対応する内容は他の制策になく、(c)に対応する策問もそれらの中には見当たらない。換言すれば、現存する武帝の制策にもとづく限り、(c)で述べられている前回の策試

の主眼に対応するような策問は第二次「制策」にのみ見られる。しかも、そこにだけ前回の策試を実施した理由を述べる(b)に対応する内容が存在している。(i)と(ii)には明らかに共通・対応する内容と、(ii)が(i)に先だつことを示唆する内容が含まれている。さらにそうした共通・対応する内容はすべて(ii)のほうが詳細であり、(i)は第一次「制策」の冒頭部分である。こうしたことから、(a)・(b)・(c)は「擧首」となった董仲舒に改めて策問するに当たって、前回の制策である第二次「制策」を総括したものと見なせるのではないだろうか。

以上より、「制策」と「対策」は第二次・第一次・第三次の順序で、接続して発出・呈上されたものだと考えられる。(a)・(b)・(c)が第二次「制策」の総括であるなら、(d)と(d')の内容は、董仲舒が「百有餘人」の「特起の士」に向けられた第二次「制策」に奉答して「擧首」となった結果、武帝が董仲舒に対して「親策」である第一次「制策」を下したことを示すものとなる。なお連接するものだとすれば、三次にわたる「制策」と「対策」のやりとりは短い期間になされたと考えるのが自然であろう。

二、董仲舒の対策の年代をめぐる諸説とその検討

董仲舒が対策した年代については、建元元年説・建元五年説・建元六年六月―九月説・元光元年二月説・元光元年五月説・元光二年―四年説・元光五年説・元朔五年説などの諸説がある。ここでは董仲舒の対策の年代を検討するのに先だち、これらの諸説を整理・検討しておく。

建元元年(前一四〇)説は司馬光『資治通鑑』卷十七・同『資治通鑑考異』卷一で提起された。司馬光は以下の

(1)と(2)から、以下の(3)を誤りと見なし、「元光元年以前、唯だ今の年賢良を擧ぐることに紀に見ゆ。」⁽¹⁴⁾〔考異〕卷一という事情にもとづいて、董仲舒の対策を建元元年十月のことだとした。

(1) 仲舒の對册するに及び、孔氏を推明し、百家を抑黜す。學校の官を立て、州郡茂材・孝廉を擧ぐるは、皆仲舒自り之を發す。⁽¹⁵⁾〔漢書〕董仲舒伝

(2) 元光元年冬十一月、初めて郡國に令して孝廉各おの一人を擧げしむ。⁽¹⁶⁾〔漢書〕武帝紀

(3) (元光元年) 五月、賢良に詔して曰く、……是に於て董仲舒・公孫弘等出づ。⁽¹⁷⁾〔漢書〕武帝紀

(1)では孝廉の察挙の契機が董仲舒の對策だとされているが、董仲舒が元光元年五月に對策したのだとすると、それはあり得ないことである。というのは、(2)によれば、孝廉の察挙は元光元年五月以前の同年十一月にすでに開始されているからである。しかし(1)は事実かどうかかなり疑わしく、⁽¹⁸⁾それゆえこれを根拠に(3)を否定する司馬光の立論は適切なものではない。

建元元年説は王楙『野客叢書』卷二十一・馬端臨『文獻通考』卷三十三・沈欽韓『漢書疏證』卷二・沈家本『漢書瑣言』卷七・蘇輿『春秋繁露義證』董子年表、近代以降でも史念海氏・張大可氏などによって支持されている。⁽¹⁹⁾ただ司馬光から蘇輿に至る建元元年説を支持する論拠はさまざまに批判されており、⁽²⁰⁾史氏と張氏の論考にも説得力のある論拠は見当たらない。

建元五年(前一三六)説は齊召南『前漢書考證』卷五十六で提起され、近代以降では狩野直喜氏によって支持されている。⁽²¹⁾齊召南は以下の二つの記載にもとづき、董仲舒の對策を建元五年のことだと論じた。

(4) 今政に臨みて治を願ふこと七十餘歳、退きて更化するに如かず。(第一次「対策」)

(5) (建元) 五年春、……五経博士を置く。(漢書「武帝紀」)

齊召南は(4)の「七十餘歳」は漢が興つてからの年数であり、漢が興つてから数えると建元三年(前一三八)で七十年(實際は同年で六十九年)なので、「七十餘歳」の語を含む「対策」はそれ以降に著されたものでなければならぬとする。そして(5)の「五経博士を置く。」を(1)で「仲舒自り之を發」したとされる「孔氏を推明し、百家を抑黜」したこと、「學校の官を立て」たことだと見て、董仲舒が建元五年に対策したとする。

しかし五経博士の設置を、「孔氏を推明し、百家を抑黜」したことと結びつけることはできない。というのは、董仲舒は第三次「対策」の末尾で「孔氏を推明し、百家を抑黜するよう献策しているが、これは博士官を儒者に限るべきことではなく、漢朝の官僚を全て儒者にすべきことを言うもので、五経博士の設置とは関係がないからである。そして施之勉氏の言うように、博士は元朔五年の博士弟子制度の開始によって「學校の官」となったのであり、「學校の官を立て」ることと五経博士の設置とを同一視することはできない。(24) ゆえに五経博士の設置を「學校の官を立て」たことと結びつけることもできない。

また論拠は異なるが、福井氏も董仲舒の対策を建元五年のことだとしている。(25) 福井氏も(4)を主な論拠として建元元年説を退けるが、建元五年の五経博士設置を事実でないと見る福井氏の主張は、(5)ではなく以下の記載にもとづく。

(6) 今上位に即き、江都の相と爲る。……中ごろ廢せられ、中大夫と爲る。舍に居り、災異の記を著す。是の時、

遼東の高廟災す。主父偃之を疾み、其の書を取りて之を天子に奏す。天子諸生を召して其の書を示す。刺譏する有り。董仲舒の弟子呂步舒、其の師の書なるを知らず、以爲らく下愚と。是に於て董仲舒を吏に下し、死に當たる。詔して之を赦す。是に於て董仲舒竟に敢へて復た災異を言はず。⁽²⁶⁾〔史記〕儒林列伝

福井氏の推定はここに見える筆禍事件を抛りどころとしている。その原因となった遼東の高廟の火災は建元六年（前三五）に発生したものである。福井氏は筆禍事件もこの年のことだとし、董仲舒が「対策」で災異を論じていることから、元光元年五月説を否定して建元五年説を支持する。ただ沈欽韓や蘇輿など建元元年説を支持する学者も同じ理由で元光元年五月説を否定しているのに対して、平井氏が的確な批判をしており、⁽²⁷⁾その批判はそのまま福井氏の主張への批判ともなる。

建元六年六月―九月説は戸田豊三郎氏によって提起された。⁽²⁸⁾戸田氏は建元元年説と建元五年説を退けた後、以下の記載を根拠に董仲舒が対策したのを建元六年六月以後の年内だと推定する。

(7) 武帝位に即くに至り、英雋を進め用ひ、明堂を立て、禮服を制し、以て太平を興さんことを議す。會たま竇太后黄老の言を好み、儒術を説ばず、其の事又廢す。後に董仲舒對策して言ふ、……⁽²⁹⁾〔漢書〕礼楽志

(8) 竇太后崩するに及び、武安侯田蚡丞相と爲り、黄老刑名百家の言を細けて、文學儒者數百人を延く。⁽³⁰⁾〔史記〕

儒林列伝

戸田氏は(8)で言われる田蚡の措置を、董仲舒の「孔氏を推明し、百家を抑黜す」る献策を実施したもので、元光元年五月の賢良への策試もその一環だと考える。そしてこれと儒家を嫌った竇太后の崩御が建元六年五月であるこ

とを併せ、董仲舒の対策をその翌月以後、年内のことだとするのである。ただそうだとすると、(6)と以下の記載とが齟齬をきたすように見える。

(9)武帝位に即き、賢良・文學の士を擧ぐる事前後百數にして、仲舒賢良を以て對策す。……對既に畢り、天子仲舒を以て江都の相と爲し、易王に事へしむ。⁽³¹⁾〔漢書〕董仲舒伝

(6)によれば、董仲舒は江都の相を免ぜられたあと中大夫に就任している。(6)を素直に読む限り、遼東の高廟の火災の時——建元六年六月以前に中大夫であった。しかし(9)によれば、董仲舒は対策して江都の相に任命された。ゆえに董仲舒が建元六年六月以後に対策したのだとすると、中大夫となったのはそれ以後だということになる。このように董仲舒の対策を建元六年六月以降のことだと考えると、(6)と(9)との間に年代的な不整合が生じるように見えるのである。

これは建元六年六月—九月説だけでなく、董仲舒の対策した年代を建元六年六月以降とするあらゆる見解に共通する問題である。ただこの問題は(6)ではなく以下の記載に従うと解消できる。

(10)中ごろ廢せられ、中大夫と爲る。是より先、遼東の高廟・長陵の高園殿災す。……仲舒遂に敢へて復た災異を言はず。⁽³²⁾〔漢書〕董仲舒伝

中略したが、この記載は(6)にもとづいて所々に書きかえを施したものである。「是の時」が「是より先」となっているのが、内容から見て最も重大な変更である。「是時」と「先是」の一般的な意味で理解すれば、遼東の高廟の火災が発生したのは、(6)では董仲舒が中大夫の時、(10)では中大夫となった時から遡ったある時だということにな

る。それゆえ(6)ではなく(10)に従えば、(9)との不整合はなくなる。しかし後述するように、(10)ではなく(6)に従うべきである。

元光元年二月説は王益之『西漢年紀』卷十一で提起されている。王益之は班固が(2)と(3)で誤って元光元年当時の歴の年月ではなく、太初暦の年月を用いているのではないかと疑う。漢初の暦は十月が年首であるから、太初暦の十一月と五月——十一番目の月と五番目の月は、漢初の暦ではそれぞれ八月と二月である。このことから董仲舒の対策は元光元年二月、孝廉の察挙は同年八月のことだったと見て、(1)・(2)・(3)の矛盾を解消しようとするのである。

しかし疑わしい(1)にもとづき、根拠もなく班固が太初暦の年月を用いていると想定して(2)と(3)の文字を変更しようとする王益之の立論は不適切である。また劉国民氏も指摘するように、班固がここで太初暦の年月を用いているとするなら、『漢書』のあらゆる年月が誤っているかもしれないことになる。⁽³³⁾王益之の主張は『漢書』のごく一部の矛盾を解消するため、関係ない部分の年月まで全て疑わしいものにしてしまうものであり、この点からも受け入れられない。

元光元年五月説は(3)を最大の根拠とし、荀悦『漢紀』卷十一・杜佑『通典』卷十三・鄭樵『通志』卷五下・洪邁『容齋統筆』卷六・周寿昌『漢書注校補』卷三十九・王先謙『漢書補注』卷五十六、近代以降では平井正士氏・施之勉氏・施丁氏・岳慶平氏・周桂鈿氏・斎木哲郎氏・馮樹勳氏などによって支持されている。⁽³⁴⁾この説を支持する洪邁以降の学者は、総じて建元元年説をはじめとする他説を否定した上で、(3)にもとづいて董仲舒が元光元年五月に対策したと見なす。⁽³⁵⁾

しかし(3)の省略部分に見える元光元年五月の制策と、董仲舒が最初に奉答したと見られる「特起の士に対する一般的制策」——第二次「制策」の内容は全く異なっている。元光五年五月の制策と「制策」の内容の相違に関して、華友根氏は元光元年五月の制策が『漢書』公孫弘卜式兒寬伝に見える公孫弘の奉答した元光五年の制策と符合するとし、これを元光五年のものとなし、董仲舒が対策したのを元光元年だとする⁽³⁶⁾。しかしたとえ元光元年五月の制策と元光五年の制策が符合するとしても、公孫弘の対策した年代にも問題があり、それが元光五年だとは断定できない⁽³⁷⁾。この他、以下の記載も問題となる。

(11)臣愚以爲らく、諸列侯・郡守・二千石をして各おの其の吏民の賢なる者を選び、歳ごとに各おの二人を貢して以て宿衛に給せしめ、且つ以て大臣の能を觀ん。賢を貢す所の者に賞有り、不肖を貢す所の者に罰有り。夫れ是の如くすれば、諸侯・吏二千石皆心を賢を求むるに盡くし、天下の士得て官使す可きなり。⁽³⁸⁾(第二次「対策」)

福井氏によれば、これは「孝廉に酷似した人材察挙の実施を進言した文言」である。孝廉の察挙は(2)で明示されているように元光元年十一月に始まった。それゆえ董仲舒がそれ以前に対策したのでなければこの猷策には意味がなく、元光元年五月説は「根本的に成立しがたい謬論」となってしまう⁽³⁹⁾。そしてこのことは、以下の全ての説にも当てはまる。

元光二年—四年(前一三三—前一三二)説は戴君仁氏によって提起された⁽⁴⁰⁾。戴氏は建元元年説と建元五年説を否定し、以下の記載に注目して董仲舒の対策の年代について論じる。

(12)夜郎・康居は、殊方萬里なれども、徳を説びて誼に歸す。⁽⁴¹⁾(第二次「対策」)

これが言われ得たのを漢と夜郎の通好が始まってからだと考える戴氏は、その年代を検討して元光二年と見なして元光元年五月説を退ける。そして董仲舒の対策の年代を元光五年でも元光五年よりあとでもないとし、元光二年から元光四年までの間のどこかだと見る。ただ戴氏は康居についてはほとんど無視しており、また夜郎や康居が「諠に歸」した事実がなくとも、それらが漢に知られてさえいれれば(12)は言われ得たことである。(42)

元光五年説は劉国民氏によって提起されて(43)いる。劉氏は自ら元光五年説の問題に触れ、それを董仲舒が江都の相に任命された時期だとしているが、それよりも大きな元光五年説の問題は、董仲舒が対策後どのような官職に任命されたのか説明できないことである。策試は官吏登用を目的とするもので、成績優秀者は何らかの官職に任命された。後述するように董仲舒が対策して任命された可能性があるのは江都の相と中大夫であるが、対策したのが元光五年だったとすると、どちらに任命されたにせよ、董仲舒が武帝の即位初期に江都の相になったこと、及び建元六年に中大夫であったことを示す(6)の内容と整合しない。

元朔五年(前一二四)説は蘇誠鑿氏によって提起され、王葆玆氏がこれを支持して(44)いる。しかし岳氏や周氏から厳しく批判されているように、蘇氏の論考には問題が多い。王氏の見解もそうで、例えば康居は元朔三年以前に漢朝に知られていなかったという誤った認識が論拠に含まれ、董仲舒が江都の相になったのは一回だけではないという憶測がされている。

三、董仲舒の対策の年代

以上で見てきたように、董仲舒が対策した年代に関するこれまでの諸説はどれもそのまま受け入れられない。それゆえ董仲舒がいつ対策したのかについては、以上の検討を踏まえつつ改めて考察しなければならない。

(3)で明言されていることから、『漢書』の編纂者が董仲舒の対策した年代を元光元年五月だと考えていたのは疑いないが、董仲舒がその時に対策したとは考えられない。というのは上述したように、『漢書』武帝紀所載の元光元年五月の制策と、董仲舒が最初に奉答した第二次「制策」は、内容が全く異なっているからである。『漢書』の編纂が始まった時にはすでに、董仲舒がいつ対策したのか不明だったのである⁴⁶。

ゆえに董仲舒の対策の年代については(3)を除外して考察すべきである。(3)を除外した関連する記載の中で、董仲舒の対策した年代に直接かわるのは右に引用した(2)・(4)・(7)・(11)・(12)、及び(1)へと連なる以下の記載である。

(1)武帝初めて立ちて自り、魏其・武安侯相と爲りて儒を隆たふとぶ。仲舒の對册するに及び、孔氏を推明し、百家を抑黜す。……〔漢書〕董仲舒伝⁽⁴⁷⁾

(7)は董仲舒の対策が竇太后の意向で儒家思想にもとづく施策が取り止めになった建元二年以後であることを示している。(4)によれば、第一次「対策」が呈上されたのは漢が興って七十一年目から七十九年目までの間となる。七十一年目は建元五年なので、董仲舒はその年から元朔元年までの間に対策したことになる。(1)は董仲舒の対策が田蚡が丞相となった建元六年六月以後であることを示している。(12)の内容もこれと矛盾しない。上述したように(12)は

夜郎や康居が漢朝に知られてさえいけば言われ得たことで、夜郎はもろろん康居も建元六年には知られていた。⁽⁴⁸⁾つまり(4)・(7)・(12)・(1)をあわせて考えると、董仲舒が対策したのは建元六年六月以後だと見られる。

このことは当時の状況ともよく適合する。儒者を排斥した竇太后が存命中に「諸もろの六藝の科・孔子の術に在らざる者は、皆其の道を絶ち、竝に進ましむる勿かれ。」⁽⁴⁹⁾(第三次「対策」という献策がされたとは考えにくく、竇太后の崩御から田蚡の丞相就任までの六日間⁽⁵⁰⁾で郡国に人材を推挙させる策試が完了したとも考えられない。

そして上述したように、(1)の献言は(2)に見える元光元年十月の孝廉の察挙より前になされたのでなければ意味がないので、(2)・(4)・(7)・(11)・(12)・(1)にもとづく限り、董仲舒の対策の時期は建元六年六月から元光元年十月までの間だということになる。「武帝即位以來、凡そ^{ふた}兩賢良の科を開く。一は建元元年に在り、一は元光元年に在り。」⁽⁵¹⁾〔野客叢書〕卷二十一)とされているように、武帝が策試を実施したのは建元元年と元光元年の二回だけだと考えられがちであるが、実際には、武帝は頻繁に策試を実施して賢良を登用したと見てよい。⁽⁵²⁾それゆえ董仲舒が以上の時期に対策したのだとしても問題はない。

ただ董仲舒が対策したのがこの時期だったとすると、上述したように(6)と(9)の間の年代的な不整合が問題となる。(6)の「是の時」を「是より先」に書きかえた(10)に従えばこの不整合はなくなるが、(10)ではなく(6)に従うべきである。『漢書』の編纂者は、董仲舒が元光元年五月に対策して江都の相に就任したあと中大夫となり、それ以前に発生した遼東の高廟の火災の災異解釈を行なったというのを前提として、「是の時」を「是より先」に書き改めたはずである。しかし上述のように、董仲舒が元光元年五月に対策したとは考えられない。それゆえこれを前提とする(10)に

は、従うべきではない。

(6)に従った場合、(6)と(9)の年代的な不整合の原因は(9)にあると見るべきである。上述のように、『漢書』は董仲舒の対策の年代が不明となったあと編纂されたと強く疑われる。それゆえその年代に関わる『史記』と『漢書』の記載に矛盾がある場合は、『史記』の記載のほうが相対的に信頼できるはずである。とすれば、董仲舒が対策後に江都の相に任命されたという(9)の内容に問題があると見なければならぬ。董仲舒の対策の年代が不明だったとすれば、董仲舒がそれによって任命された官職も不明だったとしても不思議ではない。

董仲舒が対策して就任したのは江都の相ではない。福井氏の考証によれば、董仲舒が江都の相に任命されたのは建元初年かつ建元四年以前である蓋然性が高い⁽⁵³⁾。建元四年は漢が興って七十年目で、董仲舒がそれ以前に江都の相に任命されたのなら、それは(4)によって対策以前のことだと考えなければならぬ。それに、博士であった董仲舒が対策することなく江都の相に任命されたとしてもおかしくはない。というのは福井氏の指摘するように「当時、博士官は郡国の長官に転進するのが、一般的な官途であったよう」であり、多くの博士が策試に参加することなく地方長官に就任しているからである⁽⁵⁴⁾。

董仲舒が対策して任命されたのは、江都の相でなければ中大夫である。『史記』儒林列伝によれば、董仲舒は博士・江都の相・中大夫・膠西の相という四つの官職を歴任した⁽⁵⁵⁾。同伝の記載から博士には景帝期に就任し、膠西の相には元朔三年(前一二六)から元狩二年(前一二二)までの間に任命されたのが確実である。それゆえ董仲舒が対策後に任命された可能性があるのは、江都の相と中大夫だけである。官吏登用を目的とする策試の成績優秀者は何

らかの官職に任命されたので、建元四年以前に江都の相に就任していたとすれば、董仲舒が対策し「擧首」となつて任命されたのは中大夫だということになる。

董仲舒は江都の相を「中ごろ廢せられ」たあと対策して中大夫に任命されたはずである。董仲舒が江都の相から賢良に推挙され対策した可能性はない。というのは、諸侯の相は察挙する資格をもつ地位であり、察挙される対象ではなかったからである。⁽⁵⁶⁾(6)の内容から董仲舒は建元六年に中大夫であつたと見られる。中大夫に就任したのが対策の結果だとすると、江都の相を免官されてしばらく無官であつた董仲舒が賢良に推挙されて対策したことになるが、これも十分にあり得たことである。福井氏の研究によつて、「退官後もしくは免官後に、あらためて賢良・方正などに指名されたという例も少なくない。」⁽⁵⁷⁾ことが明らかにされている。

ただ董仲舒が建元六年六月から翌年十月までの間に対策し中大夫となつたのだとしても、『漢書』の武帝紀と五行志上に見える遼東の高廟の火災の記載と、(6)の「是の時、遼東の高廟災す。」という記載は、整合しないように見える。遼東の高廟の火災は遅くとも建元六年六月丁酉で、竇太后が崩御してわずか十日後である。この短期間で高官や郡国に賢良を推挙させて策試を実施し、さらに董仲舒が三篇の「対策」を呈上して中大夫に任命されたとは考えられない。

しかし『史記』の中で、「是の時」という語は必ずしも「正にこの時」という意味で用いられているわけではなく、例えば以下の記載のように、ある時からそう遠くない過去を指している場合もある。⁽⁵⁸⁾

項王淮陰侯已に河北を擧げ、齊・趙を破り、且つ楚を撃たんと欲せるを聞き、乃ち龍且をして往きて之を撃た

しむ。淮陰侯與に戦ふ。騎將灌嬰之を撃ちて、大いに楚軍を破り、龍且を殺す。韓信困りて自ら立ちて齊王と爲る。項王龍且の軍破れしことを聞き、則ち恐る。盱臺の人武渉をして往きて淮陰侯に説かしむ。淮陰侯聽かず。是の時、彭越復た反き、梁の地を下し、楚の糧を絶つ。⁵⁹⁾〔史記〕項羽本紀

三月、漢王臨晉從り渡る。魏王豹兵を將ゐて從ふ。河内を下し、殷王を虜へ、河内郡を置く。……是の時、項王北のかた齊を撃つ。田榮與に城陽に戦ふ。田榮敗れて平原に走り、平原の民之を殺す。……田榮の弟橫、榮の子廣を立てて齊王と爲す。⁶⁰⁾〔史記〕高祖本紀

「項羽本紀」に韓信が楚軍を破り龍且を殺して齊王となり、「是の時」彭越が反逆したとあるが、「秦楚之際月表」によれば、前者は漢の四年二月、後者は漢の三年のことである。また「高祖本紀」に劉邦が殷王を捕らえて河内郡を設置し、「是の時」項羽が齊を攻撃して敗れた田榮が平原の民に殺害されたとあるが、「秦楚之際月表」によれば、前者は漢の二年三月、後者は同年正月のことである。

このことから(6)の「是の時」も、董仲舒が中大夫となった時からそう遠くない過去のことだと解釈できる。つまり董仲舒は建元六年六月から翌年十月ごろまでの間に対策して中大夫となり「災異の記」を著したが、その中で中大夫に任命される数か月前に発生した火災の災異解釈をしたのだと見なせる。

以上より、三次にわたる「制策」・「対策」が連接して発出・呈上されたのは建元六年六月から翌元光元年十月までの間であることが明らかとなった。なお董仲舒が対策して任命されたのは、一般には江都の相だとされているが、実際には中大夫だったはずである。

おわりに——儒家思想と朝廷との結びつきと董仲舒の思想

最後に以上の考察結果を踏まえ、結語としてはやや長くなるが、儒家思想と朝廷の結びつきと、董仲舒の思想との関わりについて、若干の私見を述べておきたい。

上述のように、斉召南が董仲舒の対策年代を建元五年とした根拠の一つは、董仲舒の対策によって五経博士が設置されたということであった。五経博士に関するこのような見方は、近代的な中国哲学・思想研究が行われるようになってからも受け継がれた⁽⁶¹⁾。しかし前節での検討によれば、董仲舒が対策したのは建元六年六月以降であり、そうだとすると、董仲舒の対策による五経博士の設置ということが歴史的な事実だとは考えられない。

ただ元光元年十一月に開始された孝廉の察挙は、「仲舒自り之を發」した蓋然性が高い。上述した福井氏の指摘のように、第二次「対策」に見える官吏登用制度案は孝廉の察挙に酷似しており、董仲舒が対策したのは孝廉の察挙が開始される以前だとしか考えられない。とすれば、董仲舒の対策から孝廉の察挙の開始まで、最長でも半年に満たない期間しか隔たっていないことになる。つまり孝廉の察挙の開始に非常に近接した時期に、策試という正式な場面において、しかも「擧首」に選ばれた奉答の中で、孝廉の察挙に酷似した官吏登用制度案が提起されている。こうした事情がある以上、董仲舒の対策と孝廉の察挙との間に少しの関係も存在しないとは、極めて考えにくい。人事に関わる孝廉の察挙は、もともになる献策が武帝に採用されて群臣に示され、公卿議での協議結果が武帝に裁可されることで成立したはずである⁽⁶²⁾。「対策」に見える官吏登用制度案の内容と提起された時期、孝廉の察挙の特徴

と開始された時期などからすれば、武帝が集議にかけたのは董仲舒案だったと見てよいのではないだろうか。つまり孝廉の察挙は、董仲舒が「対策」で提起した官吏登用制度案をもととして制定され、実施されたのだと推定できる。

これに対しては、以下のような反論があることが予想される。すなわち、もしそうであるならば董仲舒は対策後に地方の官僚である江都の相ではなく、その制定に関与できる中央の官僚に任命されたはずだという反論である。しかし前節での検討によれば、董仲舒は対策後「中央政府の政策に容喙⁶³することなどは、事実上、不可能」な江都の相⁶³ではなく、中大夫という「実質的な権能を発揮し得る中央の官僚」⁶⁴に任命されたはずである。とすれば、中大夫は公卿議に参加することもできる中央の上級官僚だったので、董仲舒は孝廉の察挙の制定に十分に関与することができたことになる。

董仲舒は現実の課題に対処するため、儒家的な教化論にもとづいて官吏登用制度を考案し、対策の機会に武帝に進言した。すなわち、「聖王」は「爵祿を以て其の徳を養ひ、刑罰を以て其の惡を威」して「天下を治」めたので「民」は「禮誼に曉^{きよ}りて其の上を犯すを恥」じた。しかし「民の師帥にして、流を承けて化を宣べしむる所」である「今の郡守・縣令」は、「既に下を教訓する亡く、或いは主上の法を承用」⁶⁵していない。ゆえに「諸列侯・郡守・二千石をして各おの其の吏民の賢なる者を選び、歳ごとに各おの二人を貢して以て宿衛に給せし」める制度を実施し、「爵祿を以て其の徳を養」うことで、「民」を「禮誼に曉」らせるべきである。

鷺尾祐子氏の研究によれば、孝廉の察挙は「既出のさまざまな任官登用と徳教をめぐる思惟を援用することによ

り、現実課題に対する解決策を得ようとしたもので、「郷里といった基層単位からの教化を、制度の目的として掲げ」ていた。⁶⁶そして永田英正氏の研究によれば、董仲舒は「求賢・任賢という当時の切実な事情」を的確に把握し、「上代の貢士の伝統をひく」、「地方長官による賢者の推挙」という「新しい選挙」を提起したが、⁶⁷それは儒家の教化論を思想的な基礎とするものであった。このように孝廉の察挙は、規定が董仲舒の官吏登用制度案と酷似しているだけでなく、目的もその思想的な基礎と相通じている。

つまり孝廉の察挙の開始は、董仲舒の進言した官吏登用制度案がその思想基盤ごと武帝に採用され、実施されたことを意味する。その十年後の元朔五年には、孝廉の察挙と同じく教化を目的とした博士弟子制度——太学の設立が武帝から発議され、公孫弘の「功令」が裁可されている。⁶⁸ただ武帝は儒家思想を唯一の指導原理として統治を行うことはなかった。武帝は董仲舒が言う教化の、あるいは制度の効用に魅力を感じただけで、儒家思想そのものについては表面的に受け入れたにすぎず、信奉してはいなかったようである。しかし武帝が董仲舒の教化論を思想的な基礎とする制度を採用し施行したことが、儒家思想と朝廷が結びついていく決定的な契機となったのは間違いない。

儒家は刑罰よりも道徳的な教化のほうが優れた統治の方法だと主張してきたが、董仲舒は経文解釈と陰陽思想を駆使して、この主張を宗教的な天に根拠づけた。董仲舒は『春秋』の経文を解釈して王者は天意に従う存在であるとし、黄老思想にも見られる陰陽刑徳論から「徳教」による統治が天意であることを導き出した。董仲舒の思想体系では、天命を受けた王者は「徳教」によって統治する存在なのであり、王者がそれを実行するかどうかは災異や

祥瑞の出現、そして天命の行方、すなわち国家の存亡を左右するとされる。董仲舒はこのような、經学と宇宙論的な理論と宗教的な權威とで構築された天人相関論によって、君主を「徳教」による統治へと方向づけようとした。⁽⁶⁹⁾

董仲舒の思想を背景とした制度が武帝によって利用されて機能し始めると、儒家的な教養をもつ者が毎年一定の人数、必ず官吏に任用される道が開かれ、董仲舒の思想を含む儒家思想が直接間接に広まっていくことになった。⁽⁷⁰⁾

儒家思想は徐々に漢代の社会に浸透していき、やがて朝廷にも大きな影響を及ぼすようになる。こうして董仲舒によって提示された、天意に従い「徳教」によって統治するという王者のモデルを積極的に受け入れ、儒家思想を唯一の指導原理とした統治を志向する皇帝——元帝が登場するに至った。元帝以後、宗廟制・官僚制・郊祀制などが儒家思想にもとづいて改革され始め、その結果は後世に大きな影響を及ぼすことになる。

以上のように言えるとするれば、前漢の皇帝は儒家思想を利用した武帝を経由し元帝に至って、董仲舒が構築した宇宙の枠組によって位置づけられ「徳教」へと方向づけられる存在となり、このことが以後の儒家思想にもとづく諸改革の重大な契機となった。董仲舒の思想は武帝の儒家優遇措置や元帝の登場に大きく関係しており、それらは儒家思想と朝廷とが結びついていく過程で重要な意義をもっている。また董仲舒という一思想家の思想は後学に受け継がれてその死後も発展が続けたが、その学派の思想を伝えると見られる『春秋繁露』の郊祀が王莽の定めた郊祀と類似しているとも指摘されており、董仲舒学派の思想が元帝以後の儒家思想と朝廷との結びつきに関係した可能性もある。⁽⁷²⁾

武帝と董仲舒による「儒教国教化」という定説が福井重雅氏によって否定されてからこれまで、「儒教国教化」

に関する議論の中で董仲舒はほとんど積極的な意義を認められてこなかった。しかし董仲舒が「孔氏を推明し、百家を抑黜するよう進言したのが武帝に嘉納されたというのは歴史的な事実でなく、董仲舒が官僚として成功しなかったのも間違いないにせよ、その思想が儒家思想と朝廷とが結びついていく過程で大きく作用したのは確かだと考えられる。とすれば、所謂「儒教国教化」を考えるのに董仲舒はやはり重要であり、董仲舒及びその思想と朝廷との関わりを無視してこれを論じることができないのではないだろうか。

註

(1) 以下『漢書』董仲舒伝所載の武帝の制策を「制策」、董仲舒の「賢良対策」を「対策」と表記する。なお「対策」は董仲舒本人のものでない文章を含むのではないかと疑われているが、基本的には董仲舒本人の述作だととしてよい。

これについては、深川真樹「董仲舒「賢良対策」の信頼性について」(『東洋学報』第九五巻第一号、二〇一三)、一〇三―一〇七頁参照。

(2) 以下かぎ括弧をつけずに対策という語を用いる場合、福井重雅氏が「対策とは策問に対して応答するということであった」としているのに従う。福井重雅「察挙における対策」(『漢代官吏登用制度の研究』第二章第四節、創文社、一九八八)、二二〇頁参照。

(3) 「対策」の中核的な思想は天人相関論であるが、それは天の権威によって、君主の行為を天意の内容である儒家の立場、すなわち道徳や教化の重視へと方向づけようとするものであった。これについては、深川真樹「董仲舒の天人相関論に関する一考察——天と君主の相互関係の特性について——」(『東洋文化研究』第一六号、二〇一四)、五九―八五頁参照。

(4) 平井正士「董仲舒の賢良対策の年次に就いて」(『史潮』第一一年第二号、一九四一)、九七―一〇二頁参照。

(5) 佐川修「武帝の五経博士と董仲舒の天人三策について——福井重雅氏「儒教成立史上の二三の問題」に対する疑義——」(『集刊東洋学』第一七号、一九六七)、六六頁、富谷至「儒教の国教化」と「儒学の官学化」(『東洋史研

究」第三七卷第四号、一九七九）、一三五頁、浅野裕一「董仲舒・天人対策の再検討——儒学の国教化をめぐる——」（同）『黄老道の成立と展開』第三部第十章、創文社、一九九二）、六六九頁参照。

(6) 元光元年五月の制策と「制策」が異なるものであることは、平井氏や狩野直喜氏、史念海氏などによって早くから指摘されている。註(4)平井前掲論文、一〇五頁、狩野直喜「董仲舒対策の年について」（同）『西漢学術考』七、筑摩書房、一九六四）、四九―五〇頁、史念海「董仲舒天人三策不作於武帝元光元年弁」（『天津民国日報』史与地第三三期、一九四七年九月一日）参照。

(7) 註(5)佐川前掲論文、六六頁、富谷前掲論文、一三五頁参照。

(8) 註(4)平井前掲論文、一〇二―一〇六頁参照。

(9) この点に関しては、三篇の「制策」すべてで「武帝の関心が先王の治道の相違に集中している」という浅野氏の指摘から示唆を得た。註(5)浅野前掲書第三部第十章、六六八頁参照。

(10) 武帝の制策で「制策」以外に現存するのは、『漢書』武帝紀所載の元光元年五月の制策と『漢書』公孫弘卜式見寛伝所載の元光五年の制策である。

(11) 朕獲承至尊休德、傳之亡窮、而施之罔極。任大而守重、是以夙夜不皇康寧。永惟萬事之統、猶懼有闕。故廣延四方之豪俊。郡國諸侯公選賢良修潔博習之士、欲聞大道之要、至論之極。今子大夫毅然爲舉首、朕甚嘉之。子大夫其精心致思、朕垂聽而問焉。

(12) 烏庠、朕夙寤晨興、惟前帝王之憲、永思所以奉至尊、章洪業、皆在力本任賢。今朕親耕藉田以爲農先、勸孝弟、崇有德。使者冠蓋相望、問勤勞、恤孤獨。盡思極神、功烈休德未始云獲也。今陰陽錯繆、氛氣充塞。羣生寡遂、黎民未濟。廉恥貿亂、賢不肖渾淆、未得其眞。故詳延特起之士。意庶幾乎。今子大夫待詔百有餘人、……

(13) 蓋聞、虞舜之時、游於巖郎之上、垂拱無爲、而天下太平。周文王至於日昃不暇食、而宇內亦治。夫帝王之道、豈不同條共貫與。何逸勞之殊也。蓋儉者不造玄黃旌旗之飾。及至周室、設兩觀、乘大路、朱干玉戚、八佾陳於庭、而頌聲興。夫帝王之道豈異指哉。……

(14) 元光元年以前、唯今年舉賢良見於紀。

(15) 及仲舒對册、推明孔氏、抑黜百家。立學校之官、州郡舉茂材孝廉、皆自仲舒發之。

(16) 元光元年冬十一月、初令郡國舉孝廉各一人。

(17) 五月、詔賢良曰、……於是董仲舒・公孫弘等出焉。

- (18) このことは福井氏が詳しく論じている。福井重雅「董仲舒の虚像と実像」(同『漢代儒教の史的研究——儒教の官学化をめぐる定説の再検討——』第二篇第一章、汲古書院、二〇〇五)、二九七～三〇〇頁参照。
- (19) 註(6) 史前掲論文、張大可「董仲舒天人三策応作于建元元年」(『蘭州大学学报(社会科学版)』一九八七年第四期、一九八七)、三九～四五頁参照。
- (20) 中でも平井氏の批判がとりわけ周到で詳細である。註(4) 平井前掲論文、八一～九五頁参照。
- (21) 註(6) 狩野前掲書七、四三～五〇頁参照。
- (22) 今臨政而願治七十餘歲矣、不如退而更化。
- (23) 五年春、……置五經博士。
- (24) 施之勉「董仲舒对策在元光元年考」(同『漢史弁疑』、中央文物供応社、一九五四)、一八～一九頁参照。
- (25) 福井重雅「儒教成立史上の二三の問題——五經博士の設置と董仲舒の事蹟に関する疑義——」(『史学雑誌』第七六編第一号、一九六七)、二三～一八頁参照。
- (26) 今上即位、爲江都相。……中廢、爲中大夫。居舍、著災異之記。是時、遼東高廟災。主父偃疾之、取其書奏之天子。天子召諸生示其書。有刺譏。董仲舒弟子呂步舒、不知其師書、以爲下愚。於是下董仲舒吏、當死。詔赦之。於是
- 董仲舒竟不敢復言災異。
- (27) 註(4) 平井前掲論文、九一～九二頁参照。
- (28) 戸田豊三郎「董仲舒对策の年次について」(『中京大学文学部紀要』第四卷第二号、一九六九)、二九～三六頁参照。
- (29) 至武帝即位、進用英雋、議立明堂、制禮服、以興太平。會竇太后好黃老言、不說儒術、其事又廢。後董仲舒對策言、……
- (30) 及竇太后崩、武安侯田蚡爲丞相、絀黃老刑名百家之言、延文學儒者數百人。
- (31) 武帝即位、舉賢良・文學之士前後百數、而仲舒以賢良對策焉。……對既畢、天子以仲舒爲江都相、事易王。
- (32) 中廢爲中大夫。先是、遼東高廟・長陵高園殿災。……仲舒遂不敢復言災異。
- (33) 劉國民「董仲舒对策之年考弁」(同『董仲舒の経学詮釋及天地的哲学』第一章第四節、中国社会科学出版社、二〇〇七)、六九頁参照。
- (34) 註(4) 平井前掲論文、七九～九七頁、註(24) 施之勉前掲論文、一二～二〇頁、施丁「董仲舒天人三策作于元光元年弁——兼談董仲舒不是“罷黜百家、独尊儒術”的創始人」(『社会科学輯刊』一九八〇年第三期、一九八〇)、

九〇～九九頁、岳慶平「董仲舒対策年代弁」(『北京大学学报(哲学社会科学版)』一九八六年第三期、一九八六)、一四〇～二〇頁、周桂鈿「対策之年」(同『董学探微』第一章三、北京师范大学出版社、一九八九)、九〇～一九頁、齋木哲郎「董仲舒の生涯・対策の年次、及び儒教国教化の実際について」(『東洋文化』復刊第七七号、一九九六)、四〇～四四頁、馮樹勳「董仲舒対策考」(同『陰陽五行の階位秩序——董仲舒的儒学思想』第壹章三、国立清华大学出版社、二〇一〇)、三六～四七頁参照。

(35) 董仲舒が元光元年五月に対策したとする論考の中には、『春秋繁露』止雨の「二十一年八月甲申朔、丙午、江都相仲舒告内史中尉、陰雨太久、恐傷五穀、趣止雨。」という記載を論拠の一つとするものがある。「二十一年」を元光二年に当たる江都易王の二十一年と見なし、董仲舒がこの時に江都の相であったとして、この年を対策の年代の下限とするのである。しかし『春秋繁露』はしばしば董仲舒本人の著作かどうか疑われてきた書物であり、それゆえ対策の年代の検討は『史記』や『漢書』を優先的に用いて行うべきである。

(36) 華友根「董仲舒年表中有閔年代考釈」(同『董仲舒思想研究』附録二、上海社会科学院出版社、一九九二)、二

〇一頁参照。なお華氏は董仲舒の対策した年代を元光元年五月ではなく、同年十月だとしている。

(37) 久村因氏や劉国民氏は公孫弘が元光元年五月に対策したとしている。久村因「公孫弘の対策の年について——「犍為郡開置の年代について」の予備的考察」(『名古屋大学教養部紀要A』一一輯、一九六七)、一〇～二九頁、註

(33) 劉前掲書第一章第四節、七二～七六頁参照。

(38) 臣愚以爲、使諸列侯・郡守・二千石各擇其吏民之賢者、歲貢各二人以給宿衛、且以觀大臣之能。所貢賢者有賞、所貢不肖者有罰。夫如是、諸侯・吏・二千石皆盡心於求賢、天下之士可得而官使也。

(39) 福井重雅「董仲舒の対策の再検討」、註(18) 福井前掲書第二篇第三章、三五五～三五六頁参照。

(40) 戴君仁「漢武帝抑黜百家非発自董仲舒考」(『孔子孟学報』第一六期、一九六八)、一七一～一七四頁参照。

(41) 夜郎・康居、殊方萬里、說徳歸誥。

(42) 註(1) 深川前掲論文、三一頁参照。

(43) 註(33) 劉前掲書第一章第四節、六五～八〇頁参照。

(44) 蘇誠鑒「董仲舒対策在元朔五年議」(『中国史研究』一九八四年第三期、一九八四)、八七～九二頁、王葆琰「天人三策与西漢中葉的官方學術——再論『罷黜百家、独尊儒

術“的時間問題”(『哲学研究』一九九〇年第六期、一九九〇)、九八～一〇二頁参照。

(45) 註(34) 岳前掲論文、一一四～一一六頁、周前掲書第一章三、一五～一六頁参照。

(46) 平井氏や福井氏も班固が董仲舒に関係する年次を知らずに『漢書』董仲舒伝を著したと考えている。註(4) 平井前掲論文、九〇～九二頁、註(25) 福井前掲論文、一七頁参照。そうだとすれば、第一次「制策」・「対策」へと連接する第二次「制策」・「対策」が同伝で二番目に配置されているのは、親策を最初に配置することで、第二次「制策」と元光元年五月の制策が同じものでないことをつじつまを合わせるためだったとも考えられる。

(47) 自武帝初立、魏其・武安侯爲相而隆儒矣。及仲舒對册、推明孔氏、抑黜百家。……

(48) 註(1) 深川前掲論文、二一～二三頁参照。

(49) 諸不在六藝之科・孔子之術者、皆絕其道、勿使竝進。

(50) 『漢書』武帝紀によれば竇太後の崩御は建元六年五月丁亥、『史記』漢興以來將相名臣年表によれば田蚡の丞相就任は同年六月癸巳である。

(51) 武帝即位以來、凡兩開賢良之科。一在建元元年、一在元光元年。

(52) 平井氏の考証による。註(4) 平井前掲論文、九五～九七頁参照。

(53) 福井重雅「課題と展望」、註(18) 福井前掲書第二章、三九四頁参照。

(54) 註(18) 福井前掲書第二章第一章、二八三頁参照。

(55) 『漢書』楚元王伝に見える劉向の上奏文に董仲舒が筆禍事件のあと太中大夫になったとあるが、福井氏によれば太中大夫は誤りで、中大夫が正しい。註(18) 福井前掲書第二章終章、三九五～三九六頁参照。

(56) 福井重雅「察孝の有資格者と被察孝者」、註(2) 福井前掲書第二章第二節、一七七～一八〇頁参照。

(57) 註(2) 福井前掲書第二章第二節、一八九～一九三頁参照。

(58) 岳氏は『史記』の用例を示して(6)の「是時」を「先是」と同じ意味だとしているが、岳氏が示しているのは「當是之時」・「當是時」の用例であり、「是時」と完全に同じ意味でない可能性があるので従うことはできない。註(34) 岳前掲論文、一一九頁参照。

(59) 項王聞淮陰侯已舉河北、破齊・趙、且欲擊楚、乃使龍且往擊之。淮陰侯與戰。騎將灌嬰擊之、大破楚軍、殺龍且。韓信因自立爲齊王。項王聞龍且軍破、則恐。使盱臺人武涉

往説淮陰侯。淮陰侯弗聽。是時、彭越復反、下梁地、絕楚糧。

(60) 三月、漢王從臨晉渡。魏王豹將兵從。下河内、虜殷王、置河内郡。……是時、項王北擊齊。田榮與戰城陽。田榮敗走平原、平原民殺之。……田榮弟橫、立榮子廣爲齊王。

(61) 例えば、遠藤隆吉『支那思想發達史』(富山房、一九〇四)、二八二頁、武内義雄『支那思想史』(岩波書店、一九三六)、一四五―一四八頁、狩野直喜『中国哲学史』(岩波書店、一九五三)、二六二頁など参照。

(62) 永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』(京都)第四三冊、一九七二)、九八―一六頁、渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六)、三三―三三頁参照。

(63) 註(18) 福井前掲書第二篇第一章、二八五頁参照。

(64) 註(18) 福井前掲書第二篇第一章、二八七頁参照。

(65) 第二次「対策」に「臣聞聖王之治天下也、少則習之學、長則材諸位、爵祿以養其德、刑罰以威其惡、故民曉於禮誼而恥犯其上。」「今之郡守・縣令、民之師帥、所使承流而宣化也。故師帥不賢、則主德不宣、恩澤不流。今吏既亡教訓於下、或不承用主上之法、暴虐百姓、與姦爲市、貧窮孤弱、冤苦失職、甚不稱陛下之意。」とある。

(66) 鷲尾祐子「前漢の任官登用と社会秩序——孝廉と博士弟子——」(立命館東洋史学会中国古代史論叢編集委員会編『中国古代史論叢』第五集、立命館東洋史学会、二〇〇八)、三二―三八頁参照。

(67) 永田正英「漢代の選舉と官僚階級」(『東方学報』(京都)第四一冊、一九七〇)、一五八―一六五頁参照。

(68) 博士弟子制度が教化を目的としていたことは、註(66)鷲尾前掲論文、三三―三八頁参照。董仲舒は対策して太学の設立を献策したが、武帝が博士弟子制度の設立を發議したのはその十年後であり、その發議が董仲舒の献策を直接採用してのことだったとは考えにくい。しかし孝廉の察舉と同じように、博士弟子制度の思想的な基礎も董仲舒の思想であったことは十分に考えられる。これについては別個に詳しく検討しなければならない。

(69) 註(3) 深川前掲論文、五九―八五頁参照。

(70) 教化を天に根拠づける董仲舒の思想が当時の知識人に広まっていたことは、昭帝の始元六年(前八一)に行われた塩鉄会議の記録にもとづき、宣帝期に桓寬が編纂した『塩鉄論』の「論菑」篇・「詔聖」篇などに見える文学の発言から、その一端をうかがうことができる。

(71) 福井氏は前漢後期に董仲舒学派が存在し、「董仲舒書」

を整理纂輯したと論じている。註(18) 福井前掲書第二篇第三章、三七一―三七八頁参照。

(72) 岩野忠昭「前漢郊祭考——『春秋繁露』を中心として」(『東洋文化』復刊第七八号、一九九七)、二―一五頁参照。

(臺灣輔仁大學哲學系博士候選人)

董仲舒の対策の年代について 深川

第九十六卷 三六五